納付

全額免除

納付猶予

未納

対 象

本人の所得が一

定の基

総合支所住民サ

ビス課

たサー

ビスです。

平成30年

度 せ

通報による訪問を組み合わ

定期巡回訪問と利用者から

その他

応募用紙などは市ホ 8月1日水~17日金 7月31日火まで

募集期間

事前相談

ムペ

ジにあり

ます

介護看護とは、

定期巡回訪問と利用者からの介護看護とは、1日複数回の定期巡回・随時対応型訪問

各種申請

保険年金課

問い合わせ

保険年金課(☎

より設置を希望する法人を募

申

し込み・問い合わせ

介護

高齢課(☎⑩229

以下の学生

保険料の全額

学生納付特例制度

※学生は利用できませ

h

変お得な制度です

-部納付

老齢基礎年金

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不

将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

満の

慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族年金や、

得が一定の基準以下の50歳未

受給資格期間

への算入

 \bigcirc

 \bigcirc

0

 \bigcirc

 \times

猶予額

保険料の全額

年金額

への反映

 \bigcirc

○(一部)

○(一部)

X

対象

配偶者の前年所

200円」で計算されます。 「付加保険料を納めた月数× 付加年金の年間給付額は

2年間受け取るだけで納

た保険料と同額になる、

大め

なります

保険料納付猶予制度

限度額認定証と限度額適用・ 標準負担額減額認定証の申請

国民健康保険と後期高齢者

ます を減額したり に抑えたり、入院時の食事代かる医療費の支払いを一定額 医療制度には、 この制度を利用するには「限 する制度があり カ月間にか

変更後の区分

人の区分が変わります。

8月診療分から70歳以上の

制度改正のお知らせ

得者Ⅱ、 定証」が使用できるのは平成申請した場合「限度額適用認 申請により後日支給されます 交付を受ける必要があります。 用・標準負担額減額認定証」の 度額適用認定証」「限度額適 ても限度額を超えた支払額は は事前に申請をしてください が高額になる可能性のある人 入院の予定がある人や医療費 ※後期高齢者の現役並み所 ※限度額適用認定証が無く Iの人は、 7 月中に

度があります。 納めることが困難な場合には 付が免除または猶予される制 (毎月の保険料を納める人) して承認される必要がありま 定の基準により保険料の納 国民年金の第1号被保険者 ※制度を利用す 経済的な理由で保険料を 〜保険料の免除および猶予・国民年金制度からのお知らせ るには申請

た期間は、年金を受給するた

※保険料が免除や猶予になっ

付加年金制度に

つ

いて

美工程工程與

介護保険施設や短期入所を

介護保険負担限度額認定の申請

•

更新

の資格期間に算入されます

度分の申請を受け付けて

いま

の前年所得が一定基準以下

Ó)

免除額

所得額に応じ、

保険

·付加年金制度

料の全額・4分の3・半額・

体険者の人が、希望自営業者などの第

第

亭

課税されている人が

いない

O

有効期限は7月31日です 現在交付されている認定証 離している配偶者に住民税を

いる人▽世帯内および世帯分

希望により

4分の1

が免除されます。

た

円」を追加して納付すること通常の保険料に「月額400

2000万円以下)の1

以下(配偶者がいる場合は 預貯金などが1000万 申請は毎年必要で、

本年

対象

・配偶者・

世帯主

保険料の全額

る場合があります。

対 象

▽生活保護を受給して

護保険施設・

市ホー

にあります

認定証の更新

配偶者の預貯金通帳などの写し

※申請書は介護高齢課・

タンプ印不可)▽本人および

人および配偶者の印鑑(ス

付を受ける必要があります。 保険負担限度額認定証」の交

保険料免除制度

とができます

やしたい場合は10年以内であ

Ŕ

雇用保険受給資格者証(写

用するには申請をして「介護

度があります。

この制度を利

費を所得に応じて軽減する制 らの施設でかかる居住費や食 利用している場合には、これ

申請に必要な物

▽申請書

 ∇

置」の対象となる場合もあり

夫婦世帯などは「特例減額措

ますので相談してください

し)などの書類を添付し申請

れば免除もしくは猶予にな

れば後から保険料を納めるこ

れ が、 め

ます(左上図)。年金額を増

受け取る年金額は減額さ

失業による免除・猶予

失業した時は所得があっ

までさかのぼ

って行えます 請は過去2年分

なお、

遺族基礎年金

 \bigcirc

 \bigcirc

 $\overline{\bigcirc}$

 \bigcirc

 \times

免除された残りの保険料を納

一部免除を受けた場合、

人しないと未納と同じ扱い

に

加えて付加年金も受けら

己負担限度額は3段階に区分

※対象外の場合でも高齢者

課(☎⑩2292) 申請・問い合わせ

介護高齢

設置希望者募集定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の

※本人の収入などにより自

ください

日までに更新の手続きをして 8月以降も必要な人は8月末

|て付加年金も受けられ| 将来の老齢基礎年金に

るようになります

区分 外来(個人ごと) 入院+外来(世帯ごと) 25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% 現役並みⅢ (多数該当14万100円*) 16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% 現役並みⅡ (多数該当9万3,000円*) 8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% 現役並み I (多数該当4万4,400円*) 1万8,000円 5万7,600円 一般 (年間上限14万4,000円) (多数回該当4万4,400円*) 低所得Ⅱ 2万4,600円 8.000円 低所得 I 1万5,000円

限額が下がります からの多数回該当となり、 上限額に達した場合は4回目 * 認定証の更新 過去 12 カ 月 に 3 回 上

者。 対象

70~74歳の場合は現役並

▽国民健康保険の

加入

み所得者Ⅱ、

の人または住

30年8月1

Ĥ

1からです

の有効期限は7月31日です。 現在交付されている認定証

税非課税世帯

の人

齢者医療の加入者で現役並み 民税非課税世帯の人▽後期高

0)

人または住民

度により異なります。 更新は加入してい

国民健康保険の人 8月以降も使用したい

人は

ど対象を外れた人は除きます に新しいものを郵送します。 続き不要です。 既に交付されている人は手 ※住民税課税世帯になるな 7月中旬ごろ

申請場所 通知を発送します 保険年金課· 鬼石

総合支所住民サ 申請に必要な物 -ビス課 保険証 钔

おめでとうございます

文子さん(6月11日訪問)

好きな物をたくさん食べることが長

生きの秘訣と話す田島さん(6月11日生

まれ・神田)。家族や施設の皆さんにお

祝いをしてもらい「皆さんのおかげです。

とってもうれしい」とお礼をしました。

療制度加入者=医療年金係(☎ ⑩2822)▽後期高齢者 民健康保険加入者= 問い合わせ 保険年金課▽ 期高齢者医=国保係(☆

る医療制

再度申請手続きが必要です。 来てください。 8月1日以降に申請手続きに

■後期高齢者医療の人

度額適用認定証」の交付対象みの所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限※平成30年8月から現役並 です。 対象者には7 · 月下

鑑(スタンプ印不可)

(40) 22 59)

更新

負担割合の一部変更介護保険負担割合証の更新

色、 受けている人に交付されてい に郵送します。 要介護・要支援認定などを

用期間が7月31日で終了しま 被保険者証と一緒に保管して ください る「介護保険負担割合証」の適 利用者負担割合 ので、新しい負担割合証(緑

が下表のとおり一

封筒は青色)を7月中旬

が下長りこう・・・ 以上所得のある人の負担割合以上所得のある人の負担割合

新井市長と反町市議会議長が慶祝訪問

必ず介護保険 部変更とな

問い 40 2 2 9 2

対 象

次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合 計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人 以上世帯で463万円以上 次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合

計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人 以上世帯で346万円以上

護高

合わせ 介

| 鈴課(☎

1 上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税 割 の人および生活保護を受給している人

広報ふじおか 平成30年7月1日号

広報ふじおか 平成30年7月1日号